

岐 阜 県 公 報

目 次

規 則

岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	一
岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則	(同)	一

規 則

岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第九十二号

岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則（昭和三十一年岐阜県規則第四百号）の一部を次のように改正する。

本則第二号の表宿日直業務専門職の項中、「八、七〇〇円」を「八、八〇〇円」に、「三、五〇〇円」を「三、五五〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年十月十七日から施行する。

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第九十三号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正す

る。

第四条の表危機管理課の項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 山岳遭難の防止に係る総合的な企画立案及び調整に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十二年十月十五日発行

発 行 者
発 行 所

岐阜市数田南一丁目一番一号
岐 阜 県 庁

編 集

各務原市テクノプラザ ー
ブイ・アール・テクノセンター